

仕 様 書

1 業務名

三崎高校教職員住宅修繕

2 業務内容

老朽化が進み入居困難となっている教職員住宅（5棟9戸）を修繕する。

〔主な修繕内容〕※詳細は標準業務内訳書のとおり

- ・外壁修繕
- ・内装修繕
- ・電気設備修繕
- ・トイレ修繕
- ・ガス給湯器修繕
- ・空調設備修繕
- ・完成図面の作成

3 業務期間

契約の日の翌日から令和8年3月19日まで

4 実施要領

- (1) 受託者は、契約後、標準業務内訳書を参考に業務計画（修繕内容、方法、設置機器、スケジュール等）を作成し、内容に問題がないことを学校及び伊方町へ確認すること。
- (2) 受託者は、更新する機器の調達や人員の確保等を適切に行うとともに、学校及び伊方町と連絡を取り合い、円滑に業務を執行できるよう努めること。
- (3) 業務の施工に当たっては、関係法令を遵守するとともに、各種申請等の諸手続きが必要な場合は、関係機関の指導に従い、受託者の負担で遅滞なく行うこと。

5 支給品

なし

なお、消耗品、雑材料、工具、その他業務に必要な器材、物品等は受託者で調達すること。

6 一般事項

- (1) 業務は、必要に応じ学校及び伊方町の立会を受けて実施すること。
- (2) 業務の実施については、事前に学校及び伊方町と十分な協議協議を行うこと。
- (3) 業務が計画期間内に完了しないときは、学校及び伊方町の承諾を得て期間を延長するものとする。
- (4) 修繕の状況について、工程ごとに写真を撮影し、工程名、撮影箇所等を記入し、表紙に業務名、履行期間を記入し完了報告書と共に提出すること。
- (5) 本仕様書の内容に疑義が生じたときは、学校及び伊方町と協議のうえ実施する。

7 保証

業務完了後、この業務に起因する不具合が生じた場合は、受託者は速やかに無償修復を行うこと。

8 特記事項

この仕様書に記載されていない事項であっても、軽易な作業で施設の管理保全及び事故防止上、学校及び伊方町が必要と認めた作業は、契約金の範囲内においてこれを実施するものとする。